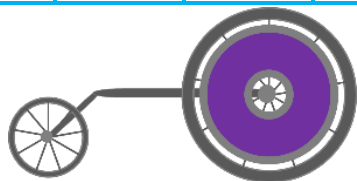


# 3日間集中講習

令和5年度障害者スポーツ振興事業 初級パラスポーツ指導員養成講習会等の開催事業  
主催 大阪府障がい者スポーツ協会 後援 公益財団法人日本パラスポーツ協会  
協力 ファインプラザ大阪・(公財)大阪府スポーツ協会・大阪府スポーツ推進委員協議会

## 令和5年度大阪府 初級パラスポーツ 指導員養成講習会

**申込期間**  
6月13日から  
7月26日



※詳細は、裏面をご確認ください。



### 日程

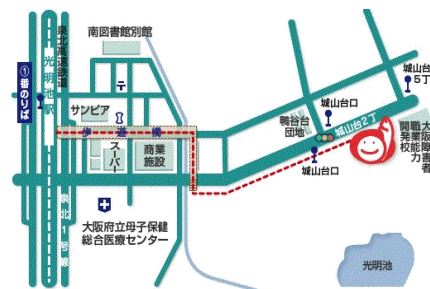
9月16日(土)・17日(日)・18日(月・祝)

時間(予定)・16日 9:15 受付開始~20:00 終了  
・17日/18日 9:20 開始~17:00 終了

### 場所

ファインプラザ大阪

〒590-0137 大阪府堺市南區城山台5丁1番2号



### どんな資格?

(公財)日本パラスポーツ協会公式ホームページ引用

パラスポーツ指導者資格は、日本国内のパラスポーツの普及と発展を目指して、公益財団法人日本パラスポーツ協会が公認する資格制度に定めたものです。この資格は、障がい者のスポーツ環境を整備する上で専門的な知識、技術を有する人材の養成、資質向上を目的としています。

初級パラスポーツ指導員は、障がい者のスポーツ参加のきっかけ作りを支援する指導員。健康や安全管理に配慮した指導を行い、スポーツの喜びや楽しさを伝える役割を担います。地域の大会や教室など、スポーツ現場におけるサポートを行っております。資格取得後は、経験を積み講習会を受講することで、中級・上級指導員にステップアップできます。

### 対象者

スポーツ  
指導経験者

スポーツ指導経験者対象<教員、市町村スポーツ推進委員、(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保持者等>  
※詳細は裏面「2 対象者」をご確認ください。

### 費用

受講料  
申請・認定料等

- (1) 受講料：無料
- (2) テキスト代：3,500円
- (3) 資格認定・取得申請費用：9,300円

## 大阪府障がい者スポーツ協会

〒590-0137 大阪府堺市南區城山台5丁1番2号(ファインプラザ大阪内)

◆ お申込み・お問合せは下記までご連絡ください。

☎ 072-296-6311 FAX 072-296-6313 メール info@osad.jp

# 令和5年度 大阪府初級パラスポーツ指導員養成講習会

**1 講習内容** ※下記の内容を9月16日(土)・17日(日)・18日(月・祝)日程で行います。

講習科目	h	講習科目	h
1 スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	1.5	6 パラスポーツに関する諸施策	1.5
2 パラスポーツの意義と理念	1.5	7 安全管理	1.5
3 全国障害者スポーツ大会の概要	1.5	8 各障がいの理解	6
4 障がいのある人との交流【実技】 ※シッティングバレーボール予定	1.5	9 各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫【実技】 ※2~3 競技予定	3
5 パラスポーツ推進の取り組み	1.5	10 コミュニケーションスキルの基礎	1.5

**2 対象者** ※下記(1)～(4)を全て満たすこと。

- (1) 令和5年4月1日現在で、18歳以上の方。
- (2) ①～③いずれかに当てはまる方。
  - ①(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を保持している方。
  - ②スポーツ推進委員や教育機関、施設等でスポーツ指導・実践されている方。
  - ③スポーツ指導経験があり、パラスポーツの振興に貢献する意欲を持ち、その活動にかかわり指導・実践しようと考えている方。
- (3) 3日間の講習にすべて参加できる方で、パラスポーツ指導員の資格を所持していない方。
- (4) 全課程修了後、初級パラスポーツ指導員の資格申請を行う方。

**3 定員** 40名 ※先着順ではありません。定員を超えた場合は、抽選いたします(大阪府在住優先)。

**4 費用** 受講料・申請・認定料等

- (1) 受講料：無料
- (2) テキスト代(教本・競技規則集)： ※講習会1日目受付時、徴収いたします。  
<内訳>
  - ・教本：障がいのある人のスポーツ指導教本(初級・中級)令和5年3月発行※最新版 2,500円
  - ・競技規則集：令和5年度版全国障害者スポーツ大会競技規則集 1,000円
- (3) 資格認定・取得申請費用： ※講習会3日目閉講式後、徴収いたします。  
(公財)日本パラスポーツ協会への申請関係書類も併せて提出。講習会1日目に説明いたします。  
<内訳>
  - ・申請、認定料：5,500円 ・登録料：3,800円 ※令和5年度分

**5 資格認定**

- (1) 全課程を受講し、レポートの提出をもって修了とし、修了証書を授与。  
※欠席の場合は、修了となりません。
- (2) 修了証書を授与された方は、(公財)日本パラスポーツ協会公認初級パラスポーツ指導員の資格認定申請を大阪府障がい者スポーツ協会から一括して行います。登録は、令和5年度からとなります。
- (3) (公財)日本パラスポーツ協会に登録することによって、活動地の指導者協議会の会員となり、令和6年度以降に登録を継続する場合には、毎年度登録料が必要となります。

**6 申込期間** 令和5年6月13日(火)～7月26日(水) <必着>

**7 申込方法** 別紙、受講申込書に必要事項を記入し、申込期間内に持参、郵送、FAXでお申込みください。

**8 受講決定** 受講の可否については8月12日(土)16時までメールまたはFAXで通知いたします。

※通知が届かない場合は、お手数ですが、申込み先(問合せ先)に8月12日以降、19日(土)16時までにご連絡お願いいたします。また、 (当協会メールアドレス)が「迷惑メール」と認識され、メールが届かない場合があります。受信できるようご設定をお願いいたします。

**9 その他**

- (1) 筆記用具とトレーニングウェアや室内用シューズ等、実技で使用するものをご持参ください。
- (2) 講習における遅刻は、未修了の扱いとなることがあります。
- (3) 講師等は、都合により変更となることがあります。
- (4) ガイドヘルパー等必要な方は自身で確保してください。
- (5) 傷害保険の加入については、主催者において講習期間中の受講者に対し、一括加入します。  
※保険内容：死亡・後遺障害 500万円、入院日額 3,000円、通院日額 2,000円。
- (6) 個人情報の取扱いについては、受講申込書に記入された個人情報は、申込者への通知等の事務処理および(公財)日本パラスポーツ協会に初級指導員資格申請をするための事務処理のみに使用します。これ以外の目的に個人情報を利用する場合は、ご同意をいただいた上で利用させていただきます。
- (7) 本事業は、「(公財)日本パラスポーツ協会令和5年度障害者スポーツ振興事業初級パラスポーツ指導員養成講習会等の開催事業」委託事業として開催いたします。